

NEWS RELEASE



セブン&アイ HLDGS.

株式会社 セブン-イレブン・ジャパン

2021年12月16日

山形県、山形県社会福祉協議会と取り組む地域福祉の推進 『商品寄贈による社会福祉貢献活動に関する協定』に基づいた商品寄贈を実施

株式会社セブン - イレブン・ジャパン（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：永松 文彦）は、山形県、山形県社会福祉協議会と締結した『商品寄贈による社会福祉貢献活動に関する協定』に基づき、地域の福祉にお役立ていただくための商品寄贈の第1回目を、2021年12月16日（木）に実施いたします。

山形県と当社は、2008年10月に『地域活性化包括連携協定』を締結し、地産地消、健康増進、高齢者支援等、10分野で連携を強化し、協働で取り組みを行っております。2021年10月1日（金）には、地域福祉の推進を目的とした『商品寄贈による社会福祉貢献活動に関する協定』を、山形県社会福祉協議会との3者において新たに締結いたしました。この度、協定項目である「セブン - イレブン店舗の改装等で発生する商品の寄贈」の第1回目を実施いたします。寄贈商品については、山形県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会を通じて、ボランティア・NPO法人等の福祉活動団体、社会福祉に關係する施設、支援を必要とする個人・世帯等に提供されます。

3者は今後も本取り組みを含む様々な社会課題の解決に向けた取り組みを支援し、地域における社会貢献活動を推進してまいります。

<詳細>

1.協定内容

協定の名称：『商品寄贈による社会福祉貢献活動に関する協定』

協定締結日：2021年10月1日（金）※初回寄贈日：2021年12月16日（木）

協定の目的：生活に困難を抱えた個人・世帯等への支援や地域福祉の推進を図るため

2.3 者の役割

セブン - イレブン・ジャパン：店舗改装時等に発生する商品を山形県社会福祉協議会に寄贈

山形県：広報活動等、本取り組みの目的達成に必要な支援

山形県社会福祉協議会：寄贈品の受領、管理及び配分

3.寄贈商品

改装時等に在庫となった加工食品や雑貨の一部

※対象外：酒・煙草等の免許品、おにぎり等の日配商品、アイスクリーム等の温度管理が必要な商品

4.配分先

ボランティア・NPO法人等福祉活動団体、社会福祉に關係する施設、

支援を必要とする方・世帯等

※山形県社会福祉協議会様を通じて配分を予定

<ご参考>

セブン - イレブン店舗数：山形県 185 店舗、国内 21,218 店舗（2021年11月末時点）

以上